

# 飼い主のいない猫の



## 不妊去勢手術費用の一部を補助します

米子市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境の保全、動物愛護意識の高揚を目的とし、市内で捕獲した飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、その費用を負担された方に対し、その手術費用の一部を補助します。

### 🐾【補助対象要件】

- ・ 米子市内に住所を有する方（免許証・健康保険証等で確認）
- ・ 米子市内で捕獲した飼い主のいない猫であること
- ・ 鳥取県内の診療施設で、不妊去勢手術を受けさせること
- ・ 目印として耳先の一部を切除します。
- ・ 個人は一度に5頭まで、自治会は一度に10頭まで申請可能  
※既に申請されている場合は、その申請分の実績報告以降に再度申請可能となります。

### 🐾【補助金額】

- ・ 不妊去勢手術に要する額 ※1頭につき、上限1万円

### 🐾【受付期間】

- ・ 令和7年4月1日～令和8年2月28日  
(期間内であっても予算額に達した時点で終了します)

### 🐾【その他】

- ・ 補助金の申請に「電子申請サービス」を利用できます。



【電子申請 QR】



詳細はホームページをご覧ください

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

【お問い合わせ先】

米子市 環境政策課

〒683-0852 米子市河崎3280番地1

電話：23-5257

E-mail：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp





# 手続きの流れ



## 申請

### 【申請時に必要なもの】

- 身分証明書（免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- 自治会等団体は印章（スタンプ印不可）

🐾 申請場所 環境政策課（クリーンセンター2階 米子市河崎3280-1）  
または、市民二課（市役所本庁舎 1階）

🐾 電子申請サービスも利用可能（マイナンバーカード必要）

※申請中の方は、その事業の実績報告・取下げ（交付決定日から20日以内）または取消し（期限超過等）までは新たに申請することはできません。

## 審査後、交付決定通知を郵送します

🐾 交付決定には申請から3日程度かかります。

🐾 交付決定日から60日以内に手術を受けさせてください。

※60日を過ぎた後の手術は補助対象外です。

猫の捕獲、病院の予約及び手術の実施は、交付決定通知書が届いてから行ってください。

## 手術

🐾 手術「前」「後」の写真をそれぞれ準備

※顔と耳先の一部カットの状況がよく分かるもの（別紙注意事項参照）

🐾 交付決定通知に同封する「補助事業等実績報告書」に獣医師の署名または記名、押印が必要です。

🐾 領収書（1頭ごと、宛名は申請者名、病院の押印必要）

※診療明細書等の内訳がわかるものが発行された場合は添付

※写真等の添付書類がない場合は補助金を交付できません。

## 実績報告書を提出

🐾 手術日から30日以内に報告

※30日を過ぎると取消になります。

## 補助金の支払い

🐾 概ね1か月程度で口座に振り込みます。

### 【報告時に必要なもの】

- 実績報告書（獣医師署名）
- 手術「前」「後」の写真
- 領収書（原本）
- 診療明細書等
- 補助金支払請求書
- 振込口座（申請者名義）が確認できるもの